

# 「葛巻小学校 いじめ防止基本方針」

**いじめの定義** 「他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットも含む）により、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

## 1 「いじめ」の防止（未然防止のため）

- ◎すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけを行う。
- ◎すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行動に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

### (1) 学校・教職員

- ①教育活動全体を通じ、児童の発達段階に応じた人権教育に取り組む。
- ②学校教育目標や「葛巻小まなびフェスト」の項目について、児童の発達段階に応じて分かりやすく伝える。
- ③情報交換を大切にする（職員会議や学団会にて行う。報告・連絡・相談を欠かさない）
- ④学級経営の充実と授業改善（すべての児童が授業に参加し、活躍できる授業）
- ⑤職員の参観授業（授業を担当するすべての教員の公開授業を参観し合う機会をもつ）
- ⑥校内研修の実施（児童理解・いじめの対応策・インターネットによるいじめの対策などに関する研修）
- ⑦児童・保護者・教職員への啓発
- ⑧計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証と、方針の見直し

### (2) 学級・児童

- ①規律、学力、自己有用感の獲得（児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められていると感じられる）
- ②「いじめは絶対に許されないこと」、「何がいじめなのか」、全学年で指導するため年間計画に位置づける。
- ③学級活動や児童会活動において、生活上の諸問題の解決に積極的に取り組ませ、いじめが発生した場合、自分達の力で解決し成長していこうという学級の雰囲気をつくる。
- ④いじめに結びつきやすいストレスを抱えている児童への対応については、ストレスを生まない学校づくりを進めながら、少しのストレスがあっても負けない自信や他者に対する尊敬や感謝の気持ちを高めて、ストレスをコントロールする力を育む。
- ⑤学級通信、連絡帳、電話などを活用して、家庭とのつながりを密にする。

## 2 「いじめ」の早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないため）

### (1) 学校・教職員

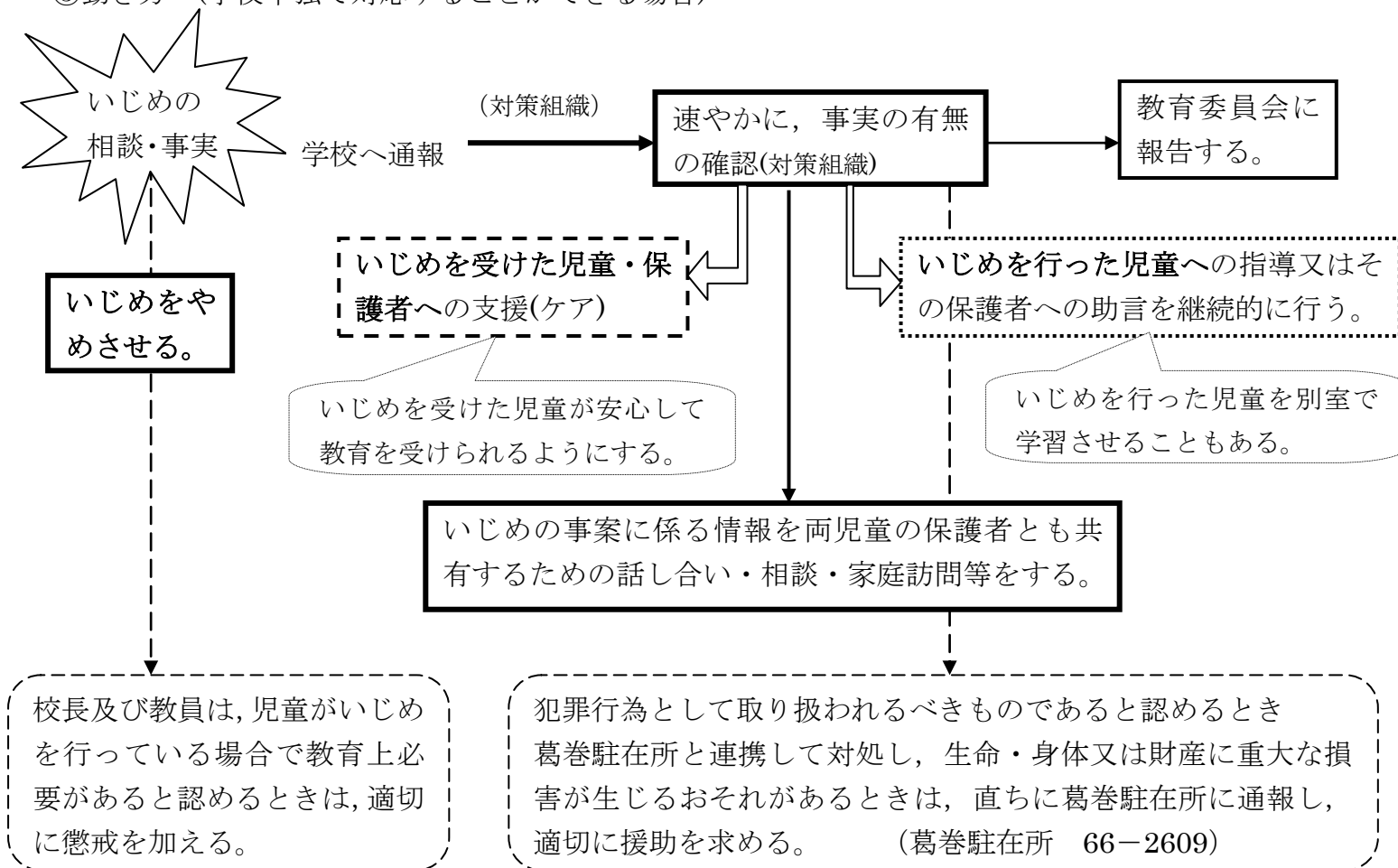
- ①児童のささいな変化に気づくこと。
- ②気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応する。
- ③気になる変化や行為について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。
- ④学級日誌、個人ノートの活用を意識的に行い、積極的に活用する。
- ⑤普段から児童の生活を把握するため、定期的な調査(アンケート)や定期的な個人面談を行う。
- ⑥いじめの相談ができる体制整備をつくる。
- ⑦暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。

## 3 「いじめ」への迅速な対応（いじめ発生）

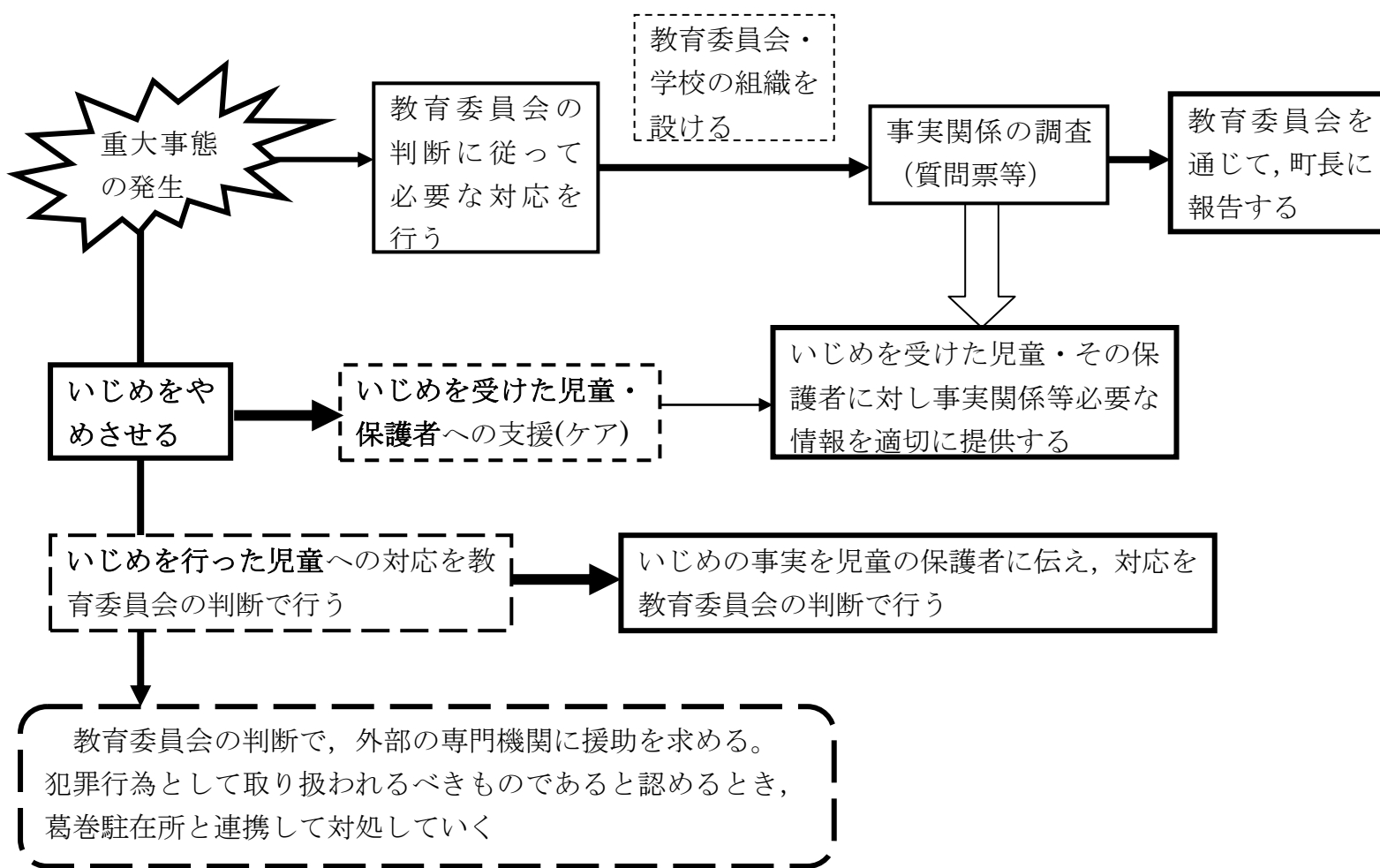
### (1) 対策のための「組織」の設置

- ①構成・・・校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事(又は、養護教諭)、関係の担任で構成する。
- ②役割・・・いじめとして対応すべきか判断し、いじめであると判断されたら、問題の解消までこの「組織」が責任を持つ。

③動き方（学校単独で対応することができる場合）



(2)「重大な事態」の発生時（学校単独で対応することが困難と判断した場合）



・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考え、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。